

令和5年度和歌山県障害者虐待防止・権利擁護研修  
【人権擁護推進員・設置者及び管理者コース】

# 【講義1】 障害者虐待防止について基礎理解

和歌山県 福祉保健部  
福祉保健政策局 障害福祉課

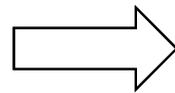
※この資料は、厚生労働省資料等から抜粋して使用しています。

# 本研修の目的

---

研修を通じて、障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すとともに、市町村や障害福祉サービス事業所等で事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図り、もって、障害者虐待防止や権利擁護の推進に寄与することを目的とする。

本研修受講

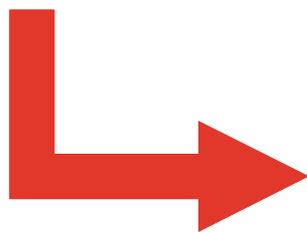
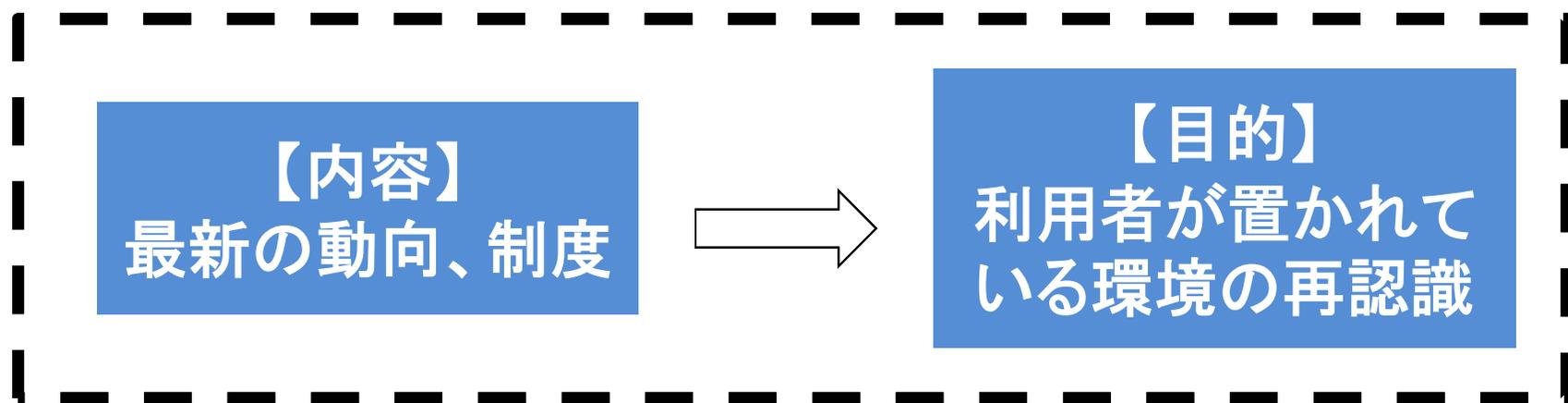


事業所内で  
研修実施

# 本講義(講義1)の獲得目標

---

障害者総合支援法に関する最新の動向や制度、障害者虐待防止について理解を深める。



質の高い支援に繋げる

# 目次

## I 障害福祉施策の経緯と動向

## II 障害者虐待防止について

- ①障害者虐待対応状況調査結果
- ②障害者虐待防止法等

## III その他トピック

# I 障害福祉施策の経緯と動向

# 障害者の数

令和5年度厚生労働白書より抜粋

- 障害者の総数は1,160.2万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。

		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18歳未満	7.2万人	6.8万人	0.4万人
	18歳以上	419.5万人	412.5万人	7.0万人
	年齢不詳	9.3万人	9.3万人	—
	合計	436.0万人 (34人)	428.7万人 (34人)	7.3万人 (1人)
知的障害児・者	18歳未満	22.5万人	21.4万人	1.1万人
	18歳以上	85.1万人	72.9万人	12.2万人
	年齢不詳	1.8万人	1.8万人	—
	合計	109.4万人 (9人)	96.2万人 (8人)	13.2万人 (1人)

		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	59.9万人	59.5万人	0.4万人
	20歳以上	554.6万人	526.3万人	28.4万人
	年齢不詳	0.3万人	0.3万人	0.0万人
	合計	614.8万人 (49人)	586.1万人 (46人)	28.8万人 (2人)

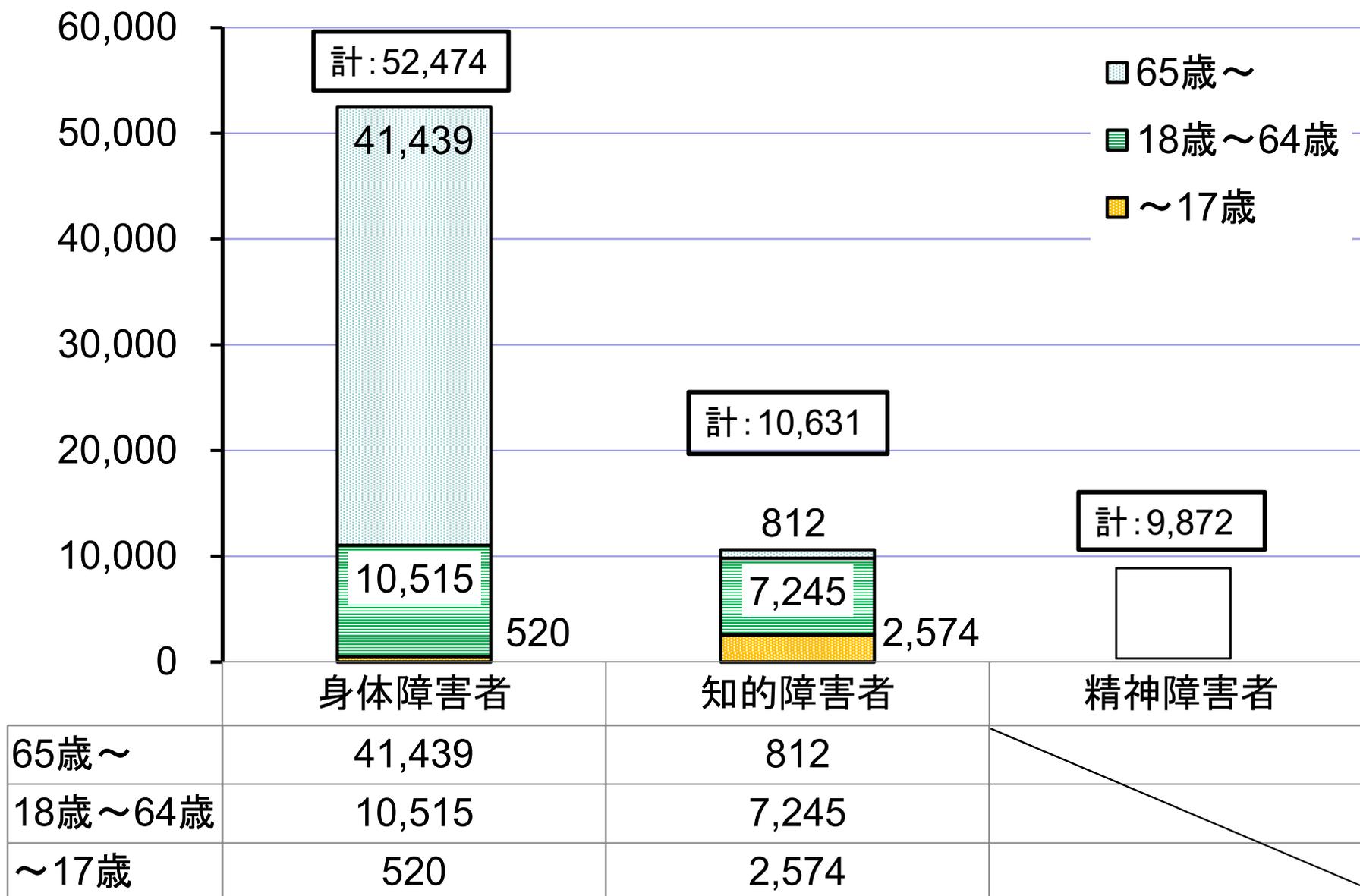
資料：「身体障害児・者」在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成28年）  
施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成30年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「知的障害児・者」在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成28年）  
施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成30年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

「精神障害者」外来患者：厚生労働省「患者調査」（令和2年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成  
入院患者：厚生労働省「患者調査」（令和2年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

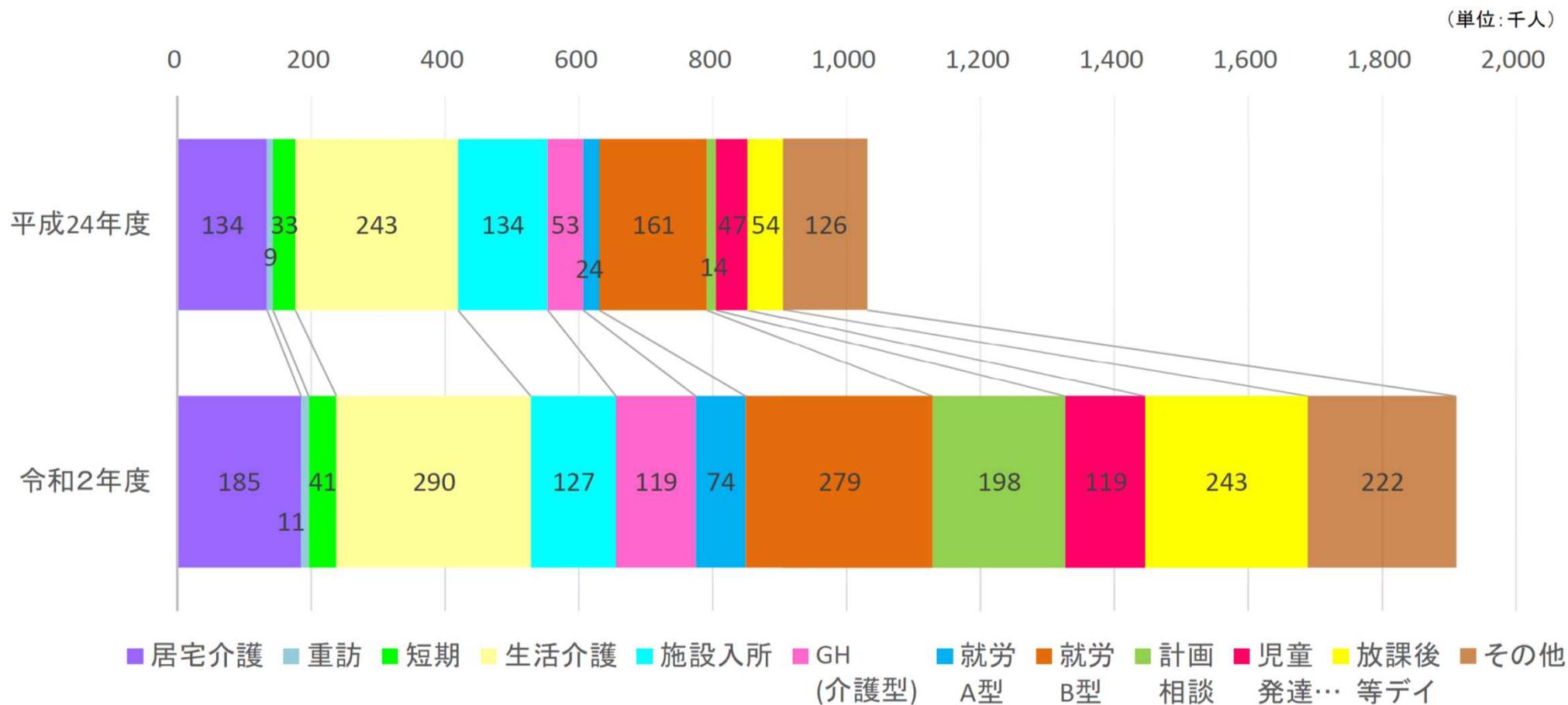
- (注) 1. ( ) 内数字は、総人口1,000人あたりの人数（身体障害児・者、知的障害児・者は平成28年人口推計、精神障害者は令和2年人口推計による）。
2. 精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から知的障害（精神遅滞）を除いた数に、てんかんとアルツハイマー病の数を加えた患者数に対応している。  
また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
3. 身体障害児・者及び知的障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
4. 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

# 令和4年度和歌山県内障害者数（障害種別・年齢別）

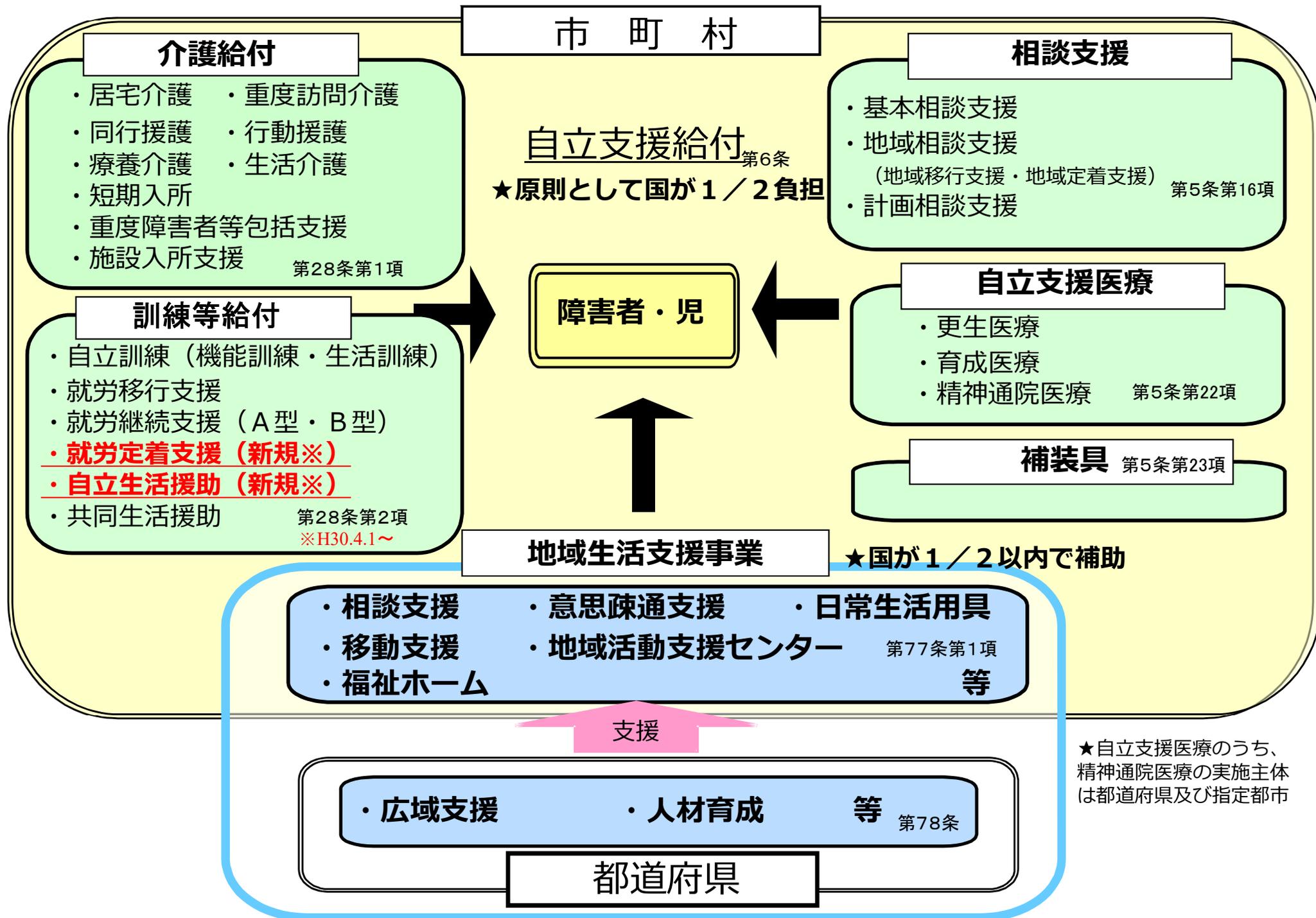


※身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに令和5年3月31日時点の手帳交付数。

# 障害福祉サービス等のサービス種別別利用者数



# 障害者総合支援法の給付・事業



# 障害保健福祉施策の歴史

H15

支援費制度の施行

H18

障害者自立支援法施行

3障害共通

H24

障害者自立支援法・  
児童福祉法の一部改正法施行

H25

障害者総合支援法施行

難病等

H28

障害者総合支援法・  
児童福祉法の一部改正法成立

「生活」と「就労」

H30

R3

改正法の施行・報酬改定

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、基本的な方向性を取りまとめた。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。

## I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

### 1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- ・ 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
- ・ 施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価
- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価
- ・ グループホームにおける食材料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的に入れる取組
- ・ 居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分の追加や単位の見直しを実施
- ・ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価

### 2. 医療と福祉の連携の推進

- ・ 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
- ・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化

### 3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- ・ 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価
- ※ 診療報酬改定については、中医協において議論

## II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

### 1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、時間区分創設、関係機関との連携強化
- ・ 支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充
- ・ インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充
- ・ 障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実

### 2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- ・ 就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額の上昇を評価
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定

## III 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- ・ 処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築
- ・ 障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和
- ・ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- ・ 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加
- ・ 補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直し

## Ⅱ 障害者虐待防止について

### ①障害者虐待対応状況調査結果

令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

【調査結果(全体像)】

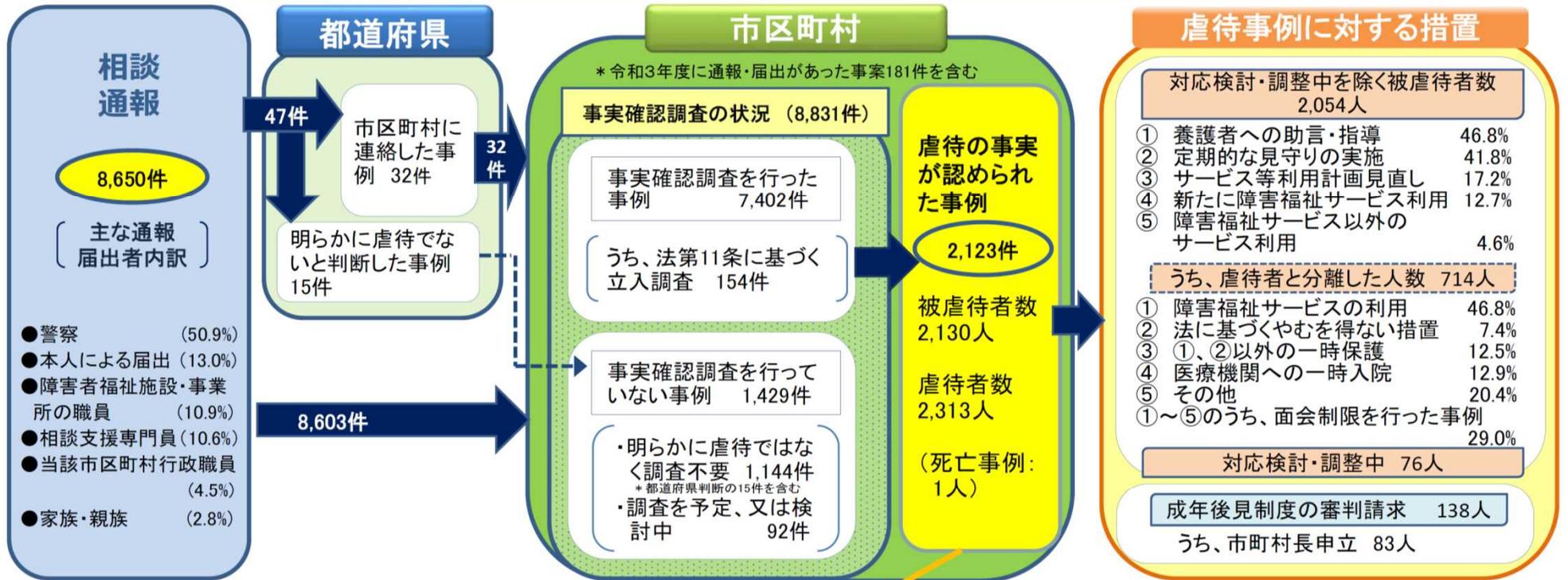
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650件 (7,337件)	4,104件 (3,208件)	1,230事業所 (1,230事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123件 (1,994件)	956件 (699件)	430件 (392件)
被虐待者数	2,130人 (2,004人)	1,352人 (956人)	656件 (502件)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

(注2) カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

# 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



## 虐待者(2,313人)

- 性別  
男性(64.5%)、女性(35.5%)
- 年齢  
60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)  
40～49歳(16.3%)
- 続柄  
父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)  
兄弟(10.8%)

## 虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

## 市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

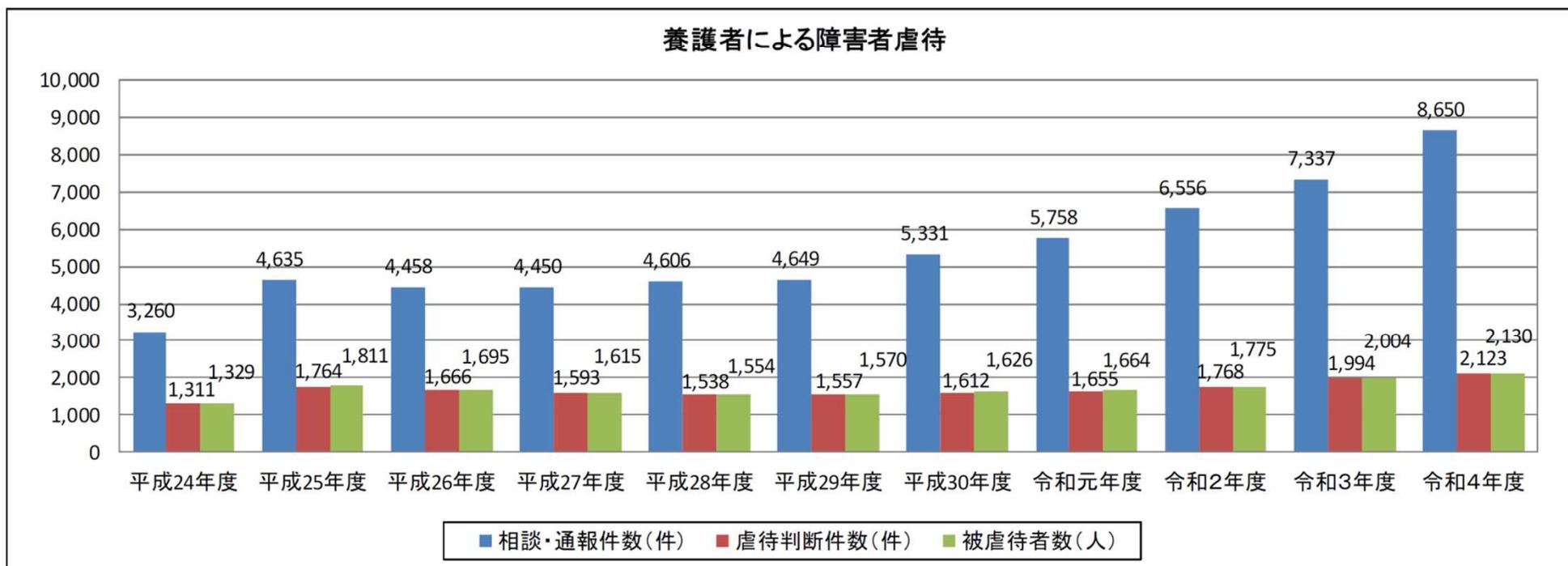
## 被虐待者(2,130人)

- 性別 男性(33.8%)、女性(66.2%) ※性別不明:1名
  - 年齢  
50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)  
40～49歳(19.2%)
  - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害  | 知的障害  | 精神障害  | 発達障害 | 難病等  |
|-------|-------|-------|------|------|
| 19.0% | 45.0% | 43.4% | 3.1% | 2.4% |
- 障害支援区分のある者 (49.3%)
  - 行動障害がある者 (27.5%)
  - 虐待者と同居 (85.3%)
  - 世帯構成  
その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、  
両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)

## 1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

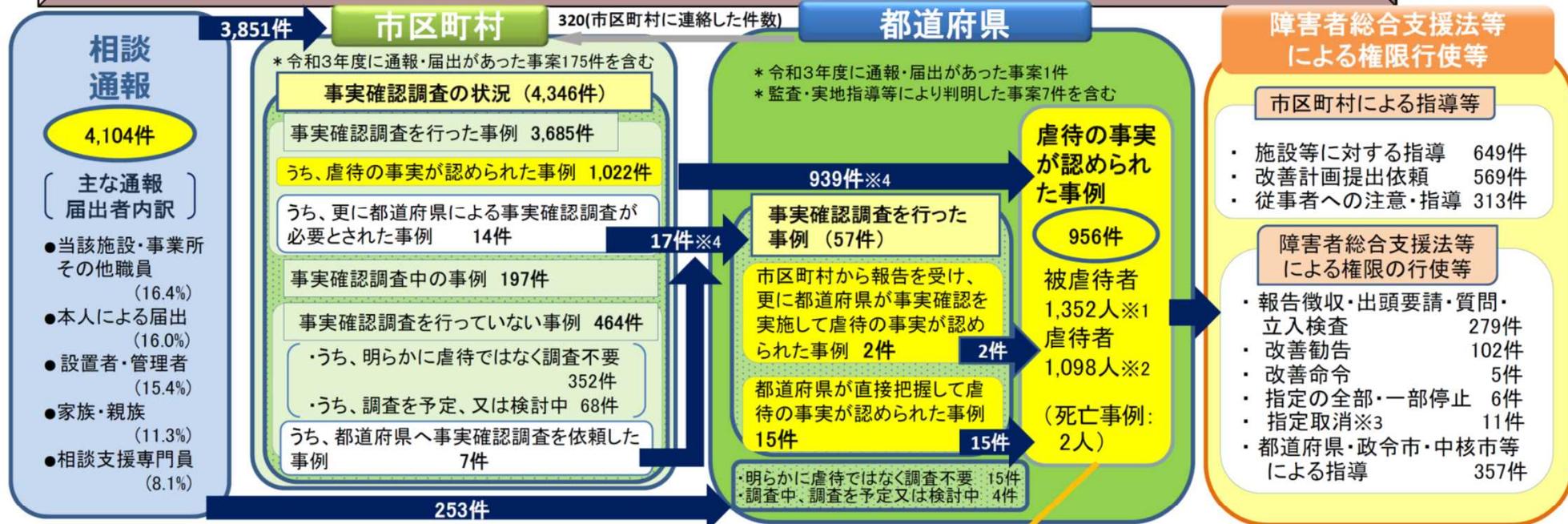
- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



### 虐待者 (1,098人) ※2

- 性別  
男性 (69.9%)、女性 (30.1%)
- 年齢  
60歳以上 (20.5%)、50～59歳 (17.9%)、40～49歳 (17.8%)
- 職種  
生活支援員 (44.4%)、世話人 (9.9%)、管理者 (7.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.5%)

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

### 被害者 (1,352人) ※1

- 性別  
男性 (63.6%)、女性 (36.4%)
- 年齢  
40～49歳 (18.4%)、30～39歳 (17.8%)、20～29歳 (17.2%)、50～59歳 (17.0%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

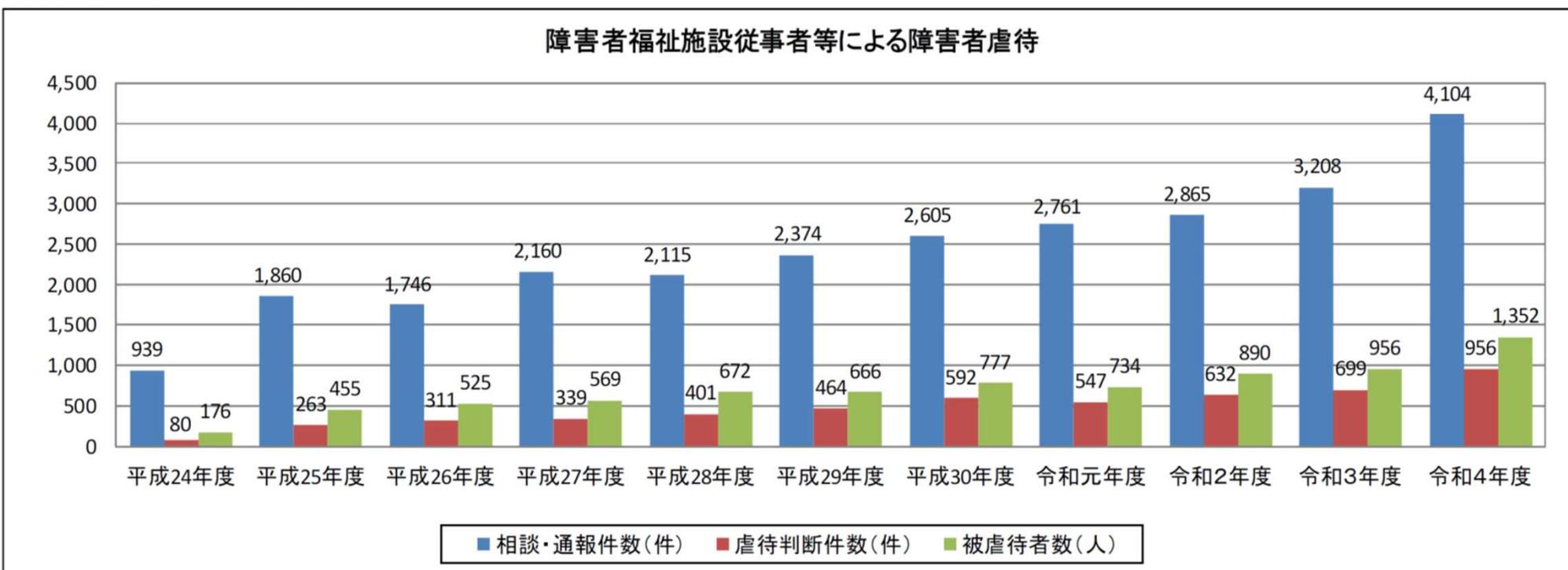
※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。  
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。  
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く

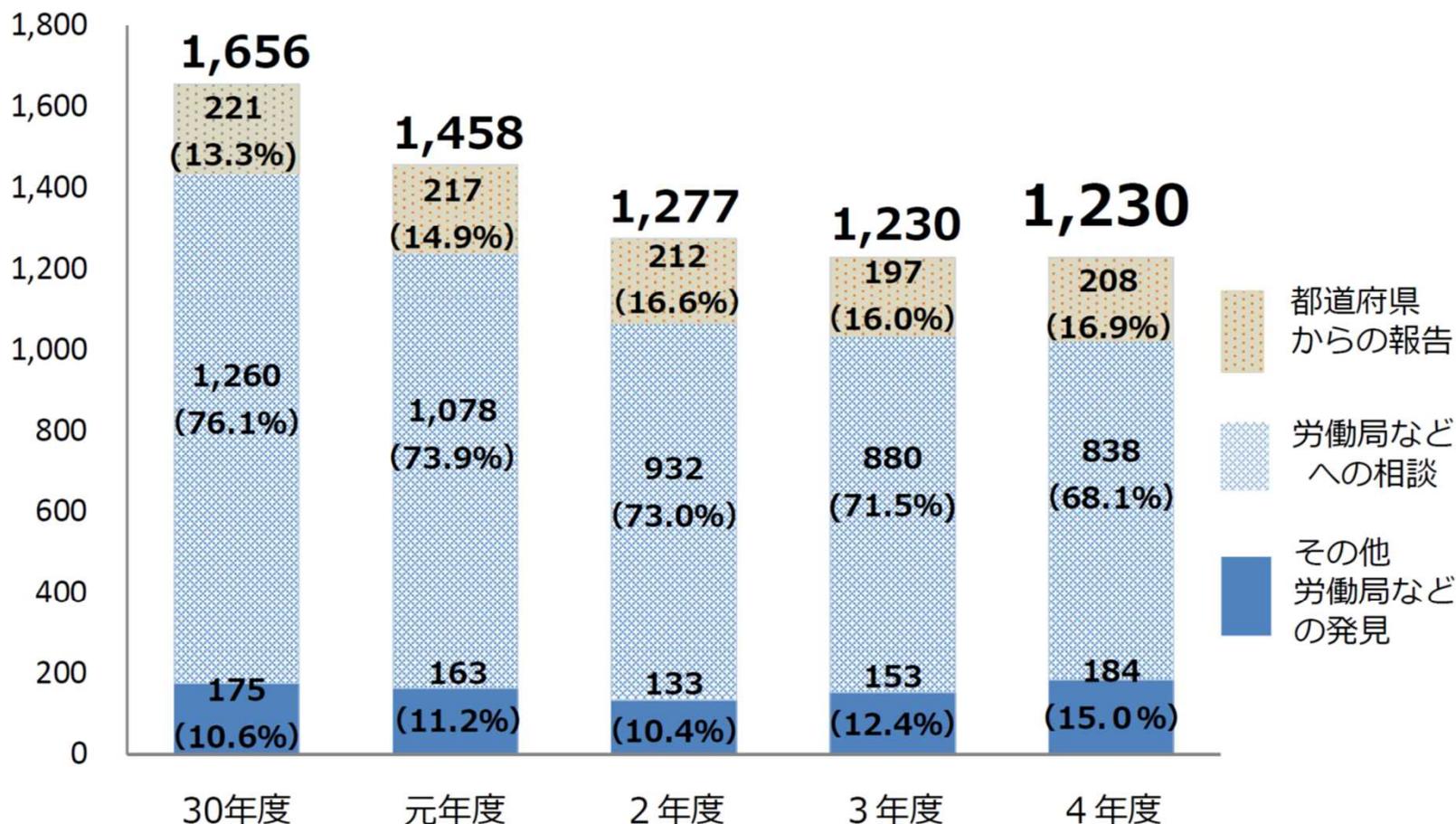


# 令和4年度使用者による障害者虐待の状況等

## 1 通報・届出

### (1) 通報・届出のあった事業所数（把握の端緒別）

(単位：事業所)



■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

## 令和4年度使用者による障害者虐待の状況等

### (2) 通報・届出の対象となった障害者数

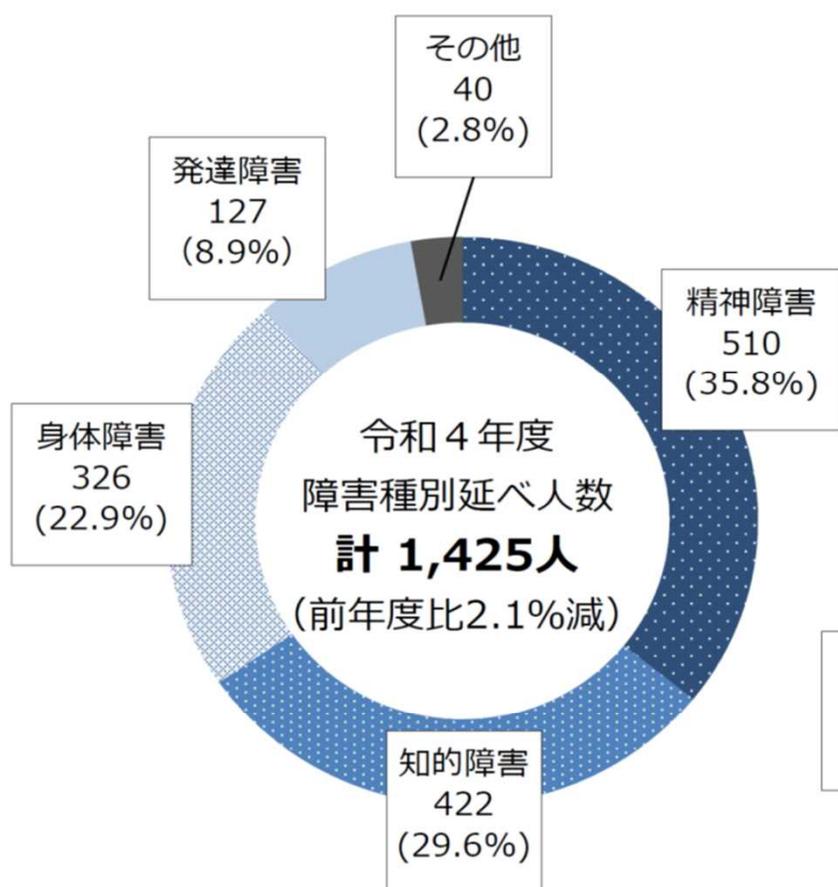
(単位：人)



# 令和4年度使用者による障害者虐待の状況等

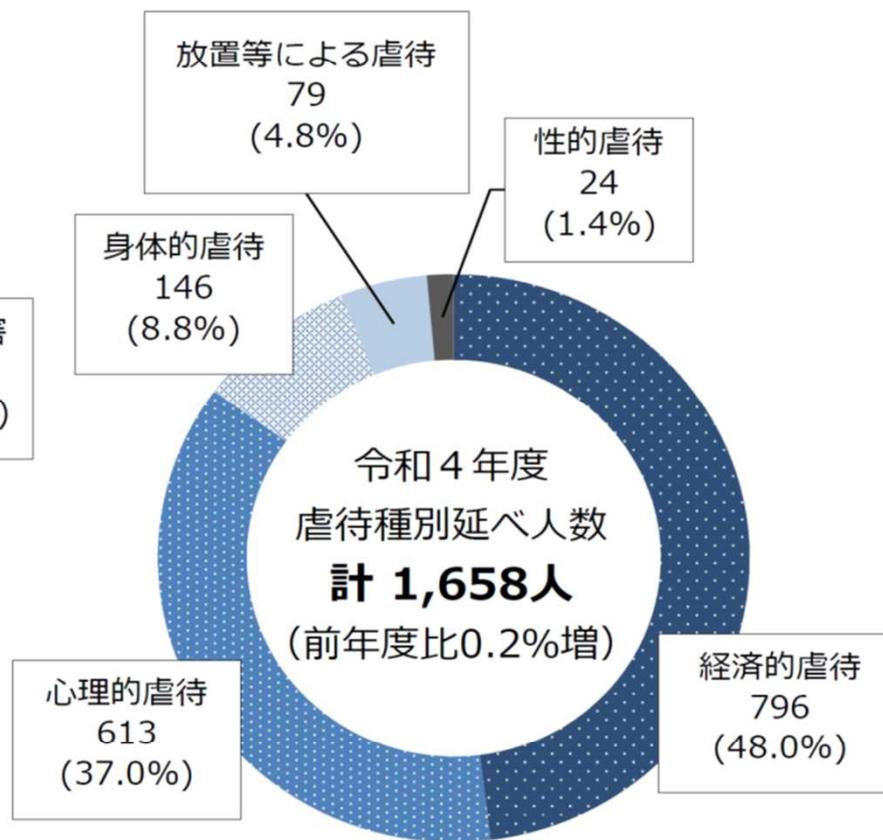
## (3) 通報・届出の対象となった障害者数（障害種別・虐待種別）

### ① 障害種別



(単位：人)

### ② 虐待種別



(単位：人)

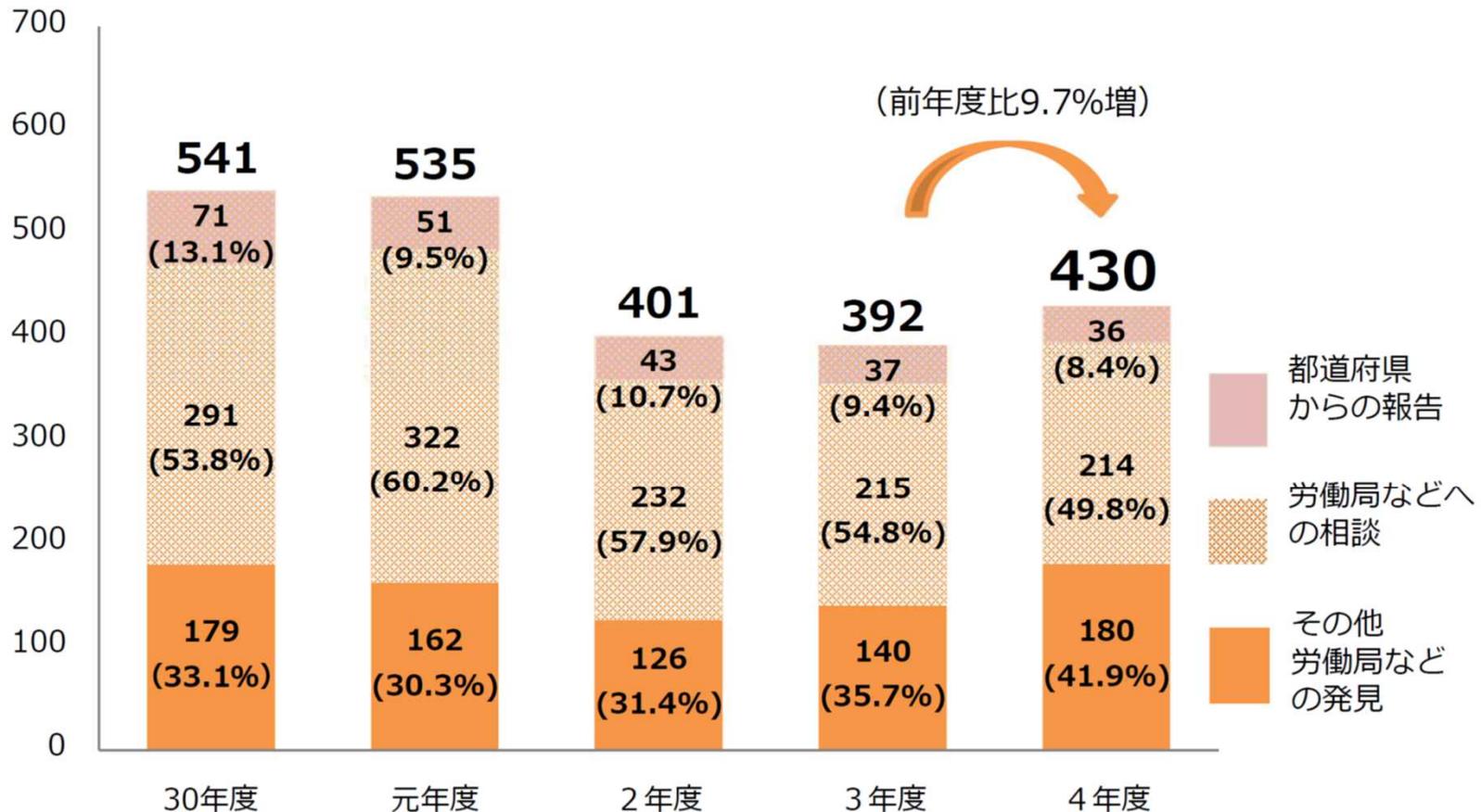
- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 通報・届出の際に明らかなもののみ計上している。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

# 令和4年度使用者による障害者虐待の状況等

## 2 労働局の対応結果

### (1) 虐待が認められた事業所数（把握の端緒別）

(単位：事業所)

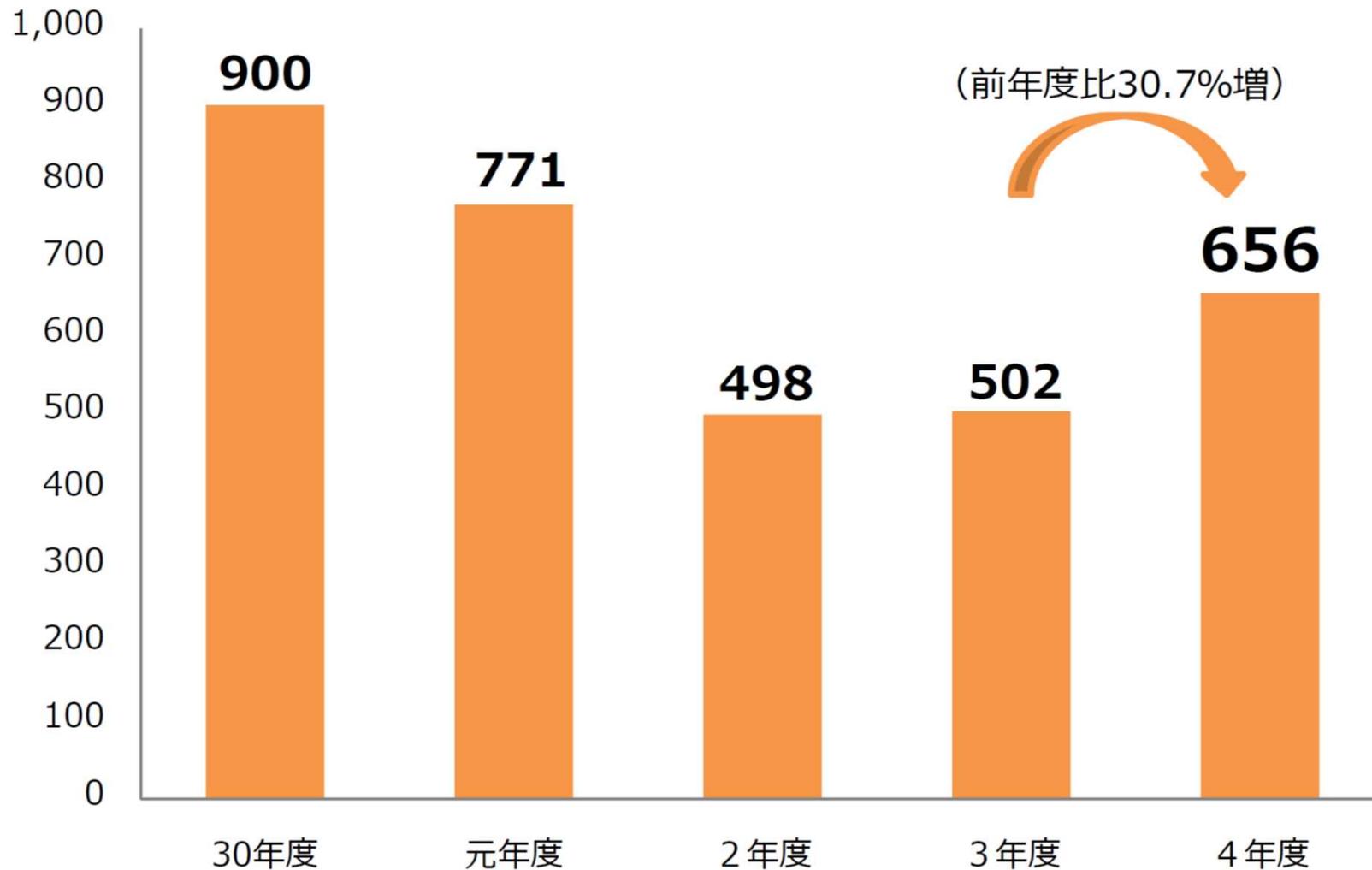


■ 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

# 令和4年度使用者による障害者虐待の状況等

## (2) 虐待が認められた障害者数

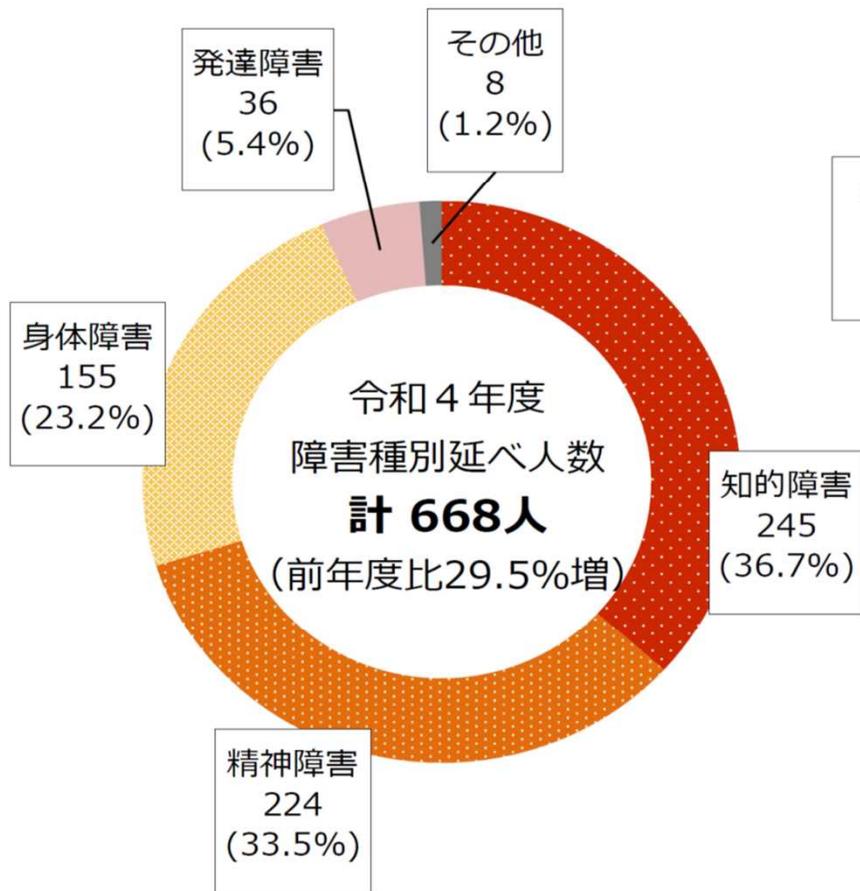
(単位：人)



# 令和4年度使用者による障害者虐待の状況等

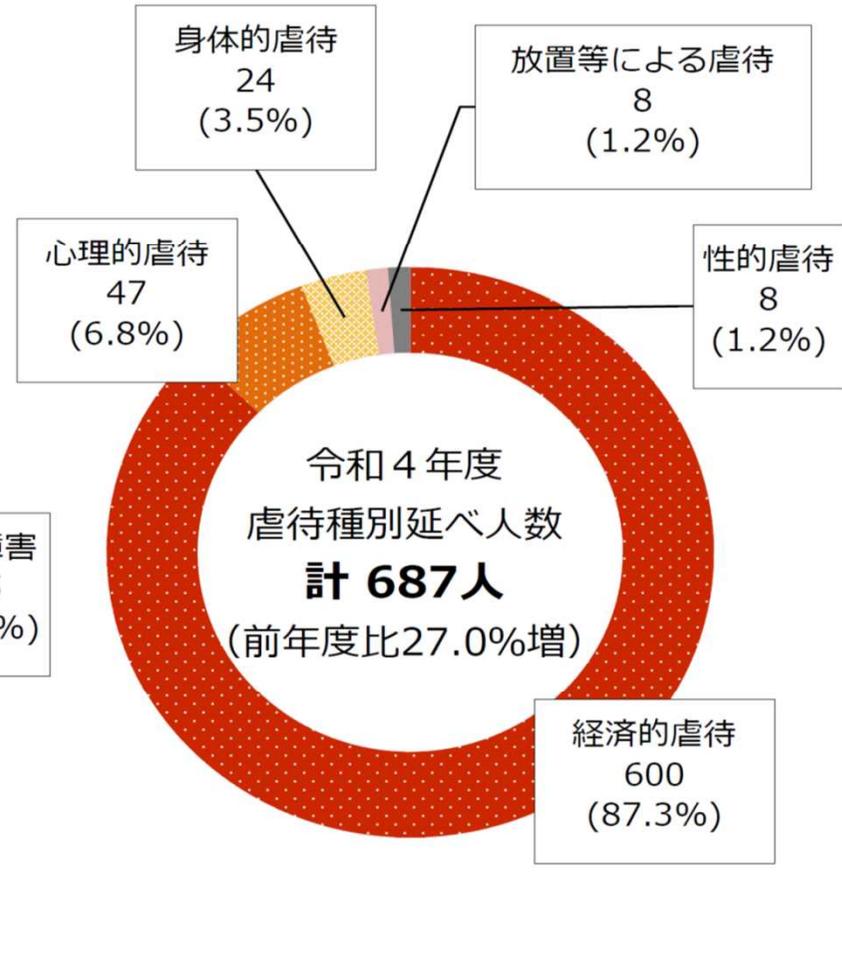
## (3) 虐待が認められた障害者数（障害種別・虐待種別）

① 障害種別



(単位：人)

② 虐待種別



(単位：人)

- 障害種別や虐待種別については、重複計上しているものがある。
- 構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

# 和歌山県内の状況(令和3年度)

## 通報等・認定等の件数

和歌山県	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待
相談・通報件数	67件 (40件)	17件 (22件)	22件 (38件)
虐待判断件数	44件 (15件)	2件 (4件)	6件 (11件)
被虐待者数	44人 (15人)	4人 (4人)	7人 (14人)

※カッコ内の数値は、令和2年度件数

# 和歌山県における虐待事例(令和3年度)

## 養護者による虐待

### 【身体的虐待】

- ・家族が本人の体を殴打。
- ・精神不安定になった本人が暴れ、これに対し家族が反撃として暴行。

### 【放棄・放置】

- ・本人が食事を与えられず、脱水症状になる。

### 【経済的虐待】

- ・家族が本人の金銭を搾取。

## Ⅱ 障害者虐待防止について

### ②障害者虐待防止法

# 障害者虐待防止法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

---

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

---

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

---

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

---

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

---

平成24年10月 法律施行

\* 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、併せて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

# 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、  
平成24年10月1日施行)

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
  - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
  - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
  - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
  - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
  - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

## <身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみず腫れがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

## <放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

## <心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

## <性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる

## <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

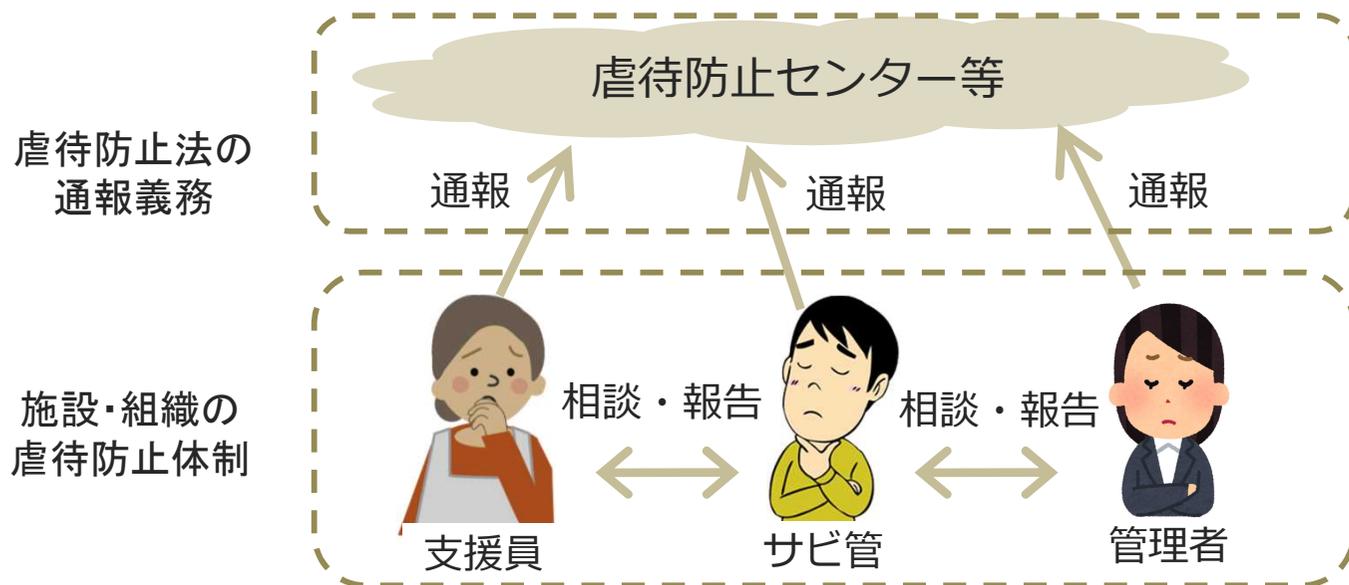
# 通報義務＝障害者虐待防止法の要点

## 通報義務が前提にある法律

原 理：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

通報義務：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」 → 通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

早期発見：福祉に業務上関係のある団体並びに福祉に職務上関係のある者等は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない



## 通報者の保護

### 通報者は法律により保護される

- ① 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げない。
- ② 障害者虐待の通報等を行った障害者福祉施設従事者等は、通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けない。（通報が虚偽であるもの及び一般的に合理性がない「過失」の場合は除く。）

（障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）H28年度追記）  
★ 障害者虐待防止法施行後、虐待通報を行った職員に対して、施設側が損害賠償請求を行う事案が発生！



通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員が萎縮することにつながりかねない。通報義務や通報者保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わない。

**施設内の閉ざされた環境での虐待を知りうる立場にある従事者等による、早期発見・早期対応が極めて重要**

# 障害者虐待のとらえ方や判断ポイント

## ●虐待をしているという「自覚」は問わない

※「これがオレのやり方」「先輩からこれがイチバンいい対応方法と教えられた」(ベテラン職員)

- ・自分がやっていることが虐待にあたと気づいていない。
- ・施設内で身体的虐待＝普通の支援となってしまう、それが伝達している。

→ 当該行為が虐待に当たることを気づかせ、虐待を解消する必要性

## ●障害者本人の「自覚」は問わない

※「だって私は〇〇職員のこと好きだから。愛しているから。結婚したいから・・・」(知的障害女性)

- ・障害の特性や利用環境から他に頼れる人がいない、選択肢がないという状況にあるため虐待を虐待と感じない、感じるができない。
- ・障害の程度が重くて自分がされていることが虐待だと認知できない。

→ 自覚がないことで虐待が長期化し深刻化するケースが多い

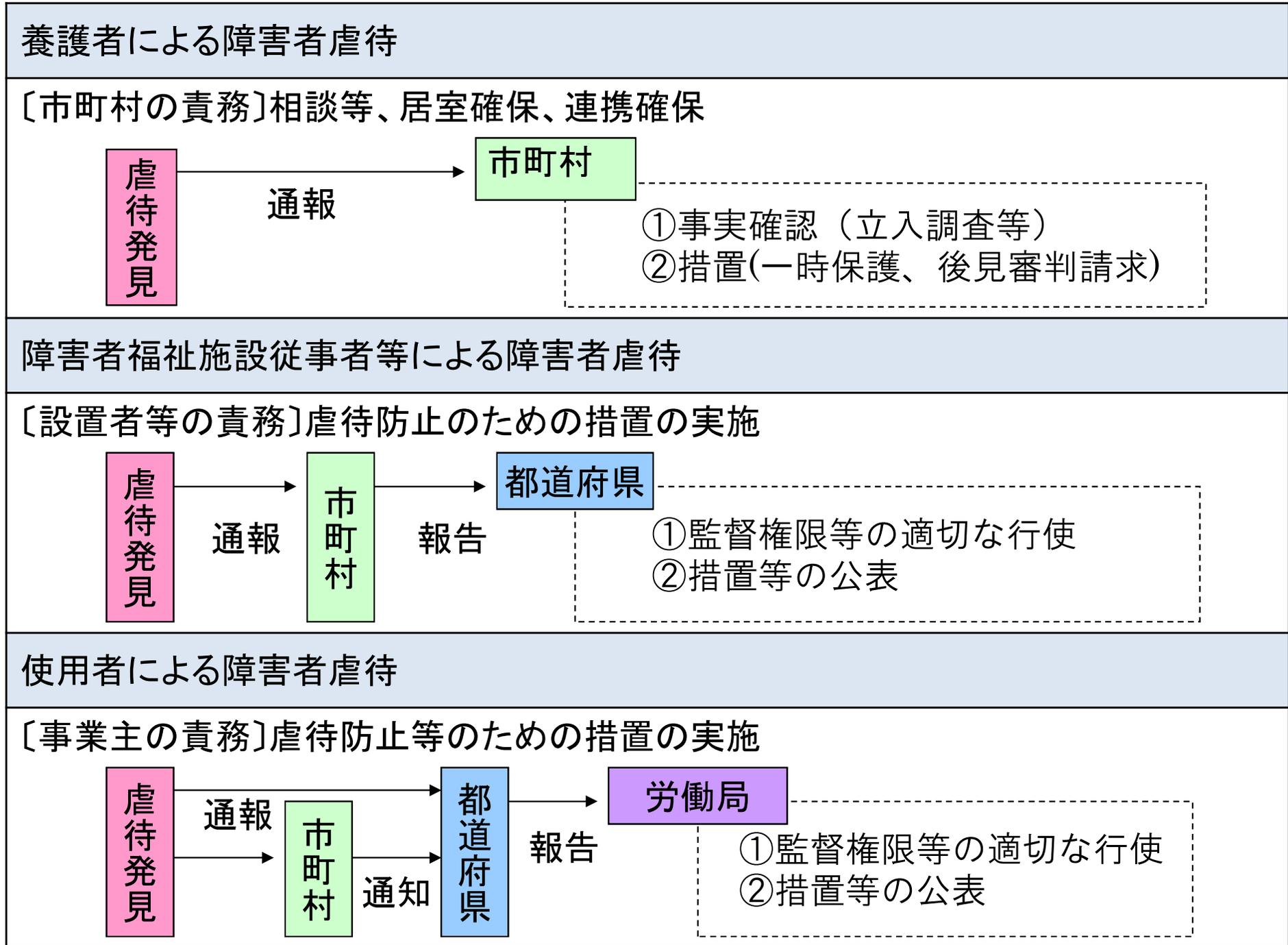
## ●親や家族の意向と障害者本人の気持ちは違う場合がある

※「職員の方には大変お世話になっている。言うことを聞かなかつたら、一発や二発殴ってやってください。」(利用者の家族)

- ・本人より家族の意向が優先・・・その家族に正しい情報(虐待防止、権利擁護)が伝わっていない。
- ・わが子を預けている施設に対する屈折した心情、他に行き場がないという選択肢の無さ。

→ 親の表面上の態度で安易に納得しない。障害者の気持ちになって虐待防止に取り組む必要性

## 障害者虐待防止等のスキーム（参考）



## 障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[改定前]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[改定後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

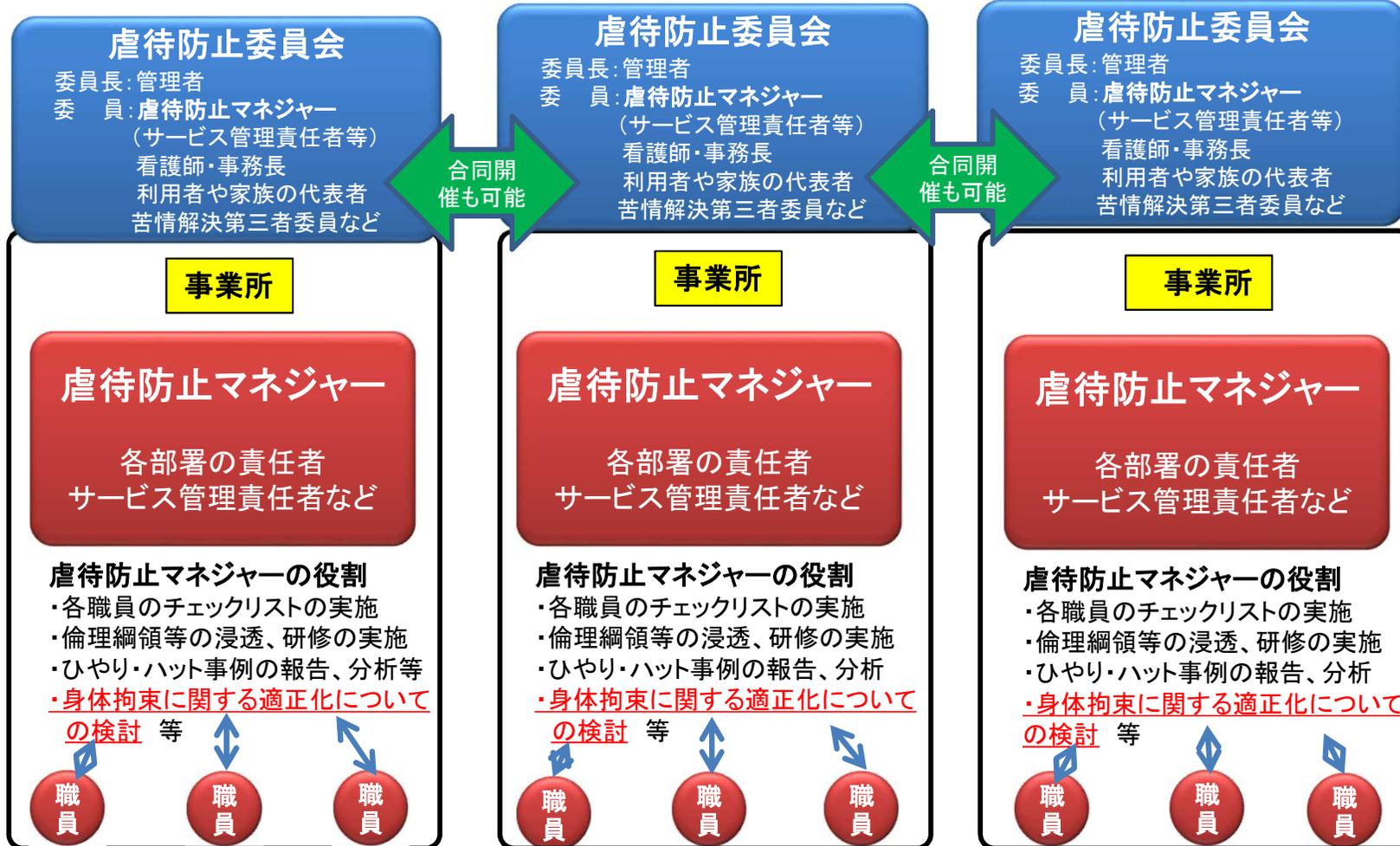
- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ② 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

# 虐待防止等のための措置 — 虐待防止委員会 —

令和4年4月1日から義務化

## 虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の 取組検討
- ・事故対応の総括・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等



## 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加**するとともに、**減算要件の追加**を行う。
  - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、**「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
  - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

## 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

## やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは… ※以下のすべてを満たすこと

### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

## やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③行政への相談、報告
- ④必要な事項の記録
- ⑤身体拘束廃止未実施減算

## 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について

- 残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為

※「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当

※個別支援計画には記載が必要、常時の記録は不要

※ただし、個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、記録が必要

- ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為

※身体拘束に該当する場合もある

※緊急やむを得ず身体拘束を行った場合とは違うが、個別支援計画記載事項ではないので、記録は必要と解釈

# 近年の深刻な虐待事案について

\* 年月については報道時期

## 事例1

R5.10月愛知県

障害者向けのグループホームなどを運営している会社が、施設で提供する食事の材料費について、国の基準に反して実費を超える額を利用者から徴収していた疑いがあるとして、県から監査を受けた。県内には43のグループホームがあり、県は、障害者虐待防止法が定める「経済的虐待」にあたる可能性もあるとして調査を進めている。

## 事例2

R5.10月東京都

ある社会福祉法人の男性元副理事長が、知的障害のある利用者に約10年間、虐待を繰り返していた。これまで行政には合計で十数回、内部告発や通報があったが、行政は約7年もの間、虐待を認定しなかった。しかも、元副理事長は市職員OBであった。

### 事例3

R5.7月奈良県

ある障害者施設で、職員が利用者に食事を提供する際に「餌をやりに行く」と言うなどの虐待行為があり。また、利用者に聞こえるような状況で暴言を吐いたり、エアコンを使わせなかったりしていたことも判明。市は心理的虐待やネグレクトに当たると認定し、障害者虐待防止法に基づき、改善策を報告するよう法人に求めた。

### 事例4

R4.12月北海道

ある障害者施設で、入所者を裸で長時間放置する、器からこぼれた食事をそのまま食べさせる、硬直している車いすの入所者の体を無理やり動かすといった行為が行われていた。最終的に、施設の男性職員6人が入所している男性13人に対し、身体的な虐待や心理的な虐待をあわせて38件行っていたことが確認された。

## 施設における虐待の共通の構図

- 虐待は密室の環境下で行われる
- 障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく
- 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない

障害保健福祉部長通知(平成17年10月20日)  
障害者(児)施設における虐待の防止について

## 小さな出来事がエスカレートする理由

- 「言っても無駄」「言ったら不利益になるという意識
- 意思表示が困難な特性
- 現場の自由度が高い
  - エスカレートを止める要因が少ない
  - ① 個々が「小さな出来事」を意識する（内的要因）
    - ② 現場レベルで共有する（外的要因）

## 小さな出来事①

周囲がさわがしく声が届かないので、Aさんに大きな声で話しかけました。その様子をたまたま見ていたご家族から、後に「職員が怒鳴りながら指示を出していた」と指摘がありました。

## 小さな出来事②

Bさんがなかなかイスに座ろうとしないので、両肩を上から押さえつけるように座らせました。その後も立ち上がろうとする度に座らせるようにしました。

### 小さな出来事③

Cさんはなかなか水分を取られません。水分摂取のため、積極的に水を飲ませています。また、Cさんはトイレで1回転倒したことがあったので、それ以降職員がトイレの個室に入って様子を見ています。

### 小さな出来事④

Dさんは最近作業にあまり積極的に取り組んでくれません。

「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。

## 小さな出来事⑤

Eさんと面談時、面談をスムーズに進めるために「はい」「いいえ」で答えられる質問を中心に進めてしまっています。

## 小さな出来事⑥

他の方の支援中に、Fさんから「昨日いやなことがあった」と話しかけられました。

「今いそがしいからごめんなさいね～。ちょっとまっててくださいね～」と言ったまま、1日が過ぎてしまいました。

## ～以上を活用した研修例～

- 一人一つずつ「小さな出来事」を挙げてみましょう。  
その中で一つを取り上げて、本人の尊厳を考えた他の支援方法がないか、考えてみましょう。
- 目標を立てる
  - ➡一定期間（例えば1か月）で取り組み、アンケートをとる
  - ➡アンケートの結果を職員全員で共有する
  - ➡1か月の取組を通じて感じたことについて、話し合う場を設ける

# 通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

# 職場のストレスに気づくためのツール

5分でできる職場のストレスチェック

## 5分でできる職場の ストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、  
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。  
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)  
はじめに性別を選んでください。

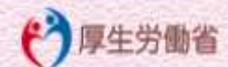
男性

女性



このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。

こころの耳



<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

# 参考資料

- 「令和5年度厚生労働省虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料」  
※動画、資料掲載あり
- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き  
(令和5年7月)」
- PwCコンサルティング合同会社「障害者虐待防止及び身体拘束等の  
適正化に向けた体制整備等の取組事例集(令和4年3月)」
- 「和歌山県障害者虐待対応マニュアル」

## Ⅲ その他トピック

# 「強度行動障害」に関する対象者の概要

## 「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

## 「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところ。

また平成30年度報酬改定において、生活介護についても「重度障害者支援加算」の対象とし、障害児通所支援については「強度行動障害児支援加算」を創設した。

さらに令和3年度報酬改定において、グループホームで新たに区分4以上も「重度障害者支援加算」の対象とし、障害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。その結果支援対象者が拡大している。

## 行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

（国民健康保険団体連合会データ）

のべ78,579人（令和4年10月時点）



重度訪問介護※1  
1,037人



行動援護  
13,082人



短期入所（重度障害者支援加算）※2 5,486人  
施設入所支援（重度障害者支援加算Ⅱ） 22,895人  
障害児入所施設  
（重度障害児支援加算）※3 福祉型130人：医療型0人  
（強度行動障害児特別支援加算） 福祉型 12人：医療型1人

（行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている）

共同生活援助

（重度障害者支援加算Ⅰ※2） 5,533人（介護型4,927+日中S型606）  
（重度障害者支援加算Ⅱ） 4,072人（介護型3,668+日中S型404）



放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算） 3,937人  
児童発達支援（強度行動障害児支援加算） 440人



生活介護（重度障害者支援加算）  
21,954人

（※1）利用者の内、知的障害者の数（平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている）。

（※2）短期入所の重度障害者支援加算及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型（人工呼吸器）、Ⅱ類型（最重度知的障害）、Ⅲ類型（行動障害）が含まれるが、その内訳は不明。

（※3）障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

# 強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園



## (指導者養成研修)

- 基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

都道府県



- 障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員



平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修  
(実践研修) 講義＋演習(12時間)

支援現場の職員



平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修  
(基礎研修) 講義＋演習(12時間)